

# 令和6年度 第3回西宮市農業委員会総会議事録

1. 日時： 令和6年6月20日（木） 午後2時30分から午後3時00分まで

2. 場所： 西宮市役所 東館7階 701会議室

3. 出席者：

【委員】（14名）

（会長）	1番	松本	俊治
（委員）	2番	前田	豊
	3番	松本	強
	4番	中松	良友
	5番	高田	敏治
	6番	古塚	雅章
	7番	木下	勝博
	8番	亥野	祐一
	9番	芝辻	直和
	10番	奥村	幸弘
	11番	大前	有三
	12番	光岡	大介
	13番	松本	彌生
	14番	庄治	郁夫

【事務局】

（事務局長）守屋 貴幸 （主査）松谷 卓人 （主査）辻 のどか （主査）増尾 尚之

4. 欠席者：0名

5. 傍聴者：0名

6. 議事案件：

- 【議案第11号】 農地法第3条許可申請の件 〈審議結果：承認〉
- 【議案第12号】 租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件 〈審議結果：承認〉
- 【報告第8号】 農地法第4条第1項第7号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第9号】 農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第10号】 農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第11号】 農地法第4条の規定による届出の取下げの件
- 【報告第12号】 農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件
- 【報告第13号】 引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件

## 7. 議事内容

午後2時30分 開始

- 議長           ご出席の皆様、本日は御苦勞様でございます。  
定刻になりましたので、ただいまから、農業委員会総会を開会します。  
本日の出席委員は14名です。定足の過半数に達していますので、本日の農業委員会総会は、成立しています。  
それでは、議事録署名委員について、私から指名させていただくことにして御異議ありませんか。
- 委員           (異議なし)
- 議長           異議なしとのことですので、10番 奥村委員 と11番 大前委員を議事録署名委員に指名します。  
それでは、これより議案の審議に入ります。  
議案第11号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」を上程します。  
事務局から説明をお願いします。
- 事務局        議案第11号について説明いたします。  
**【議案書朗読】**  
今回の申請農地は資料のとおりです。  
次に、資料「農地法第3条第2項各号の判断基準」をご覧ください。これは、農地法第3条第2項の第1号から第6号のいずれかに該当する場合は、原則申請を許可できないため、各号それぞれに該当しないと判断した理由をお示しするものです。  
--- 資料朗読 ---  
本資料のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を全て満たすと考えております。  
以上で、議案の説明を終わります。
- 議長           事務局の説明は終わりました。  
次に、地元委員の説明をお願いします。  
亥野委員、お願いします。
- 亥野委員      議案第11号番号1及び番号2について説明いたします。  
申請農地については、配布の地図のとおりです。  
申請者は、農業を長年にわたって営んでおり、令和2年より農地法第3条の規定に基づき、経営拡大をしています。農業実績もあり、生産意欲も高く、また農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。  
続きまして、議案第11号番号3について説明いたします。  
申請農地については、配布の地図のとおりです。  
申請内容は、農地法第3条の規定に基づき、農地のまま所有権の移転を行うというものです。申請者は、地元で農業を長年にわたって営んでおり、農業実績もあり、生産意欲も高く、また農業に必要な機械を持っておられ、許可されても問題はないと考えます。  
以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。本件に対して、御質問、御意見はありませんか。  
譲受人はご高齢ですが、どうですか。

亥野委員 家族も農業に従事しており、問題ないと思います。

議長 わかりました。  
ほかに本件に対してご質問、ご意見はございませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第11号「農地法第3条の規定に基づく許可申請の件」につきましては、許可することにして御異議ございませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第11号につきましては、許可することとします。  
続きまして、議案第12号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」を上程します。  
事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第12号について説明いたします。  
**【議案書朗読】**  
議案の内容について説明いたします。申請地において、租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づき、相続税の納税猶予の適用を受けるにあたり、農業委員会に対し、相続人が納税猶予の適格者に該当することについて、証明書の交付申請がなされたものです。以上で、議案の説明を終わります。

議長 事務局の説明は終わりました。  
次に、地元委員の説明をお願いします。  
前田委員、お願いします。

前田委員 議案第12号について説明いたします。申請農地については、配布の地図のとおりです。これらの農地は、相続人により耕作地として適正に管理されております。  
以上で、地元委員の説明を終わります。

議長 地元委員の説明は終わりました。  
本件に対して、御質問、御意見はありませんか。

委員 (質問、意見なし)

議長 なければ、議案第12号「租税特別措置法第70条の6第1項の規定に基づく相続税の納税猶予の適格者証明書交付の件」につきましては、交付することにして、御異議ありませんか。

委員 (異議なし)

議長 御異議がないようですので、議案第12号につきましては、交付することとします。  
  
これより、報告案件に入ります。  
まず、報告第8号「農地法第4条第1項第7の規定に基づく届出受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第8号について説明いたします。  
**【議案書朗読】**  
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。  
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。  
続きまして、報告第9号「農地法第5条第1項第6号の規定に基づく届出受理の件」  
を報告します。  
事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第9号について説明いたします。  
【議案書朗読】  
農地は市街化区域内にあり、添付書類も含め法定要件を完備しておりましたので、  
事務局長専決により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。  
本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。  
続きまして、報告第10号「農地法施行規則第29条第1号の規定に基づく届出  
受理の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第10号について説明いたします。  
【議案書朗読】  
農地法施行規則第29条第1号について説明いたします。  
耕作を行う方が、自分の農地を保全するため又は利用促進のために、農業用施設を  
建てる場合は、施設の設置面積が200㎡未満であるときに限り、農地法第4条の  
手続きではなく、農地法施行規則第29条による届出を行うことで設置できます。  
当該届出は、添付書類も含め、法定要件を完備しておりましたので、事務局長専決  
により、届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。  
続きまして、報告第11号「農地法第4条の規定による届出の取下げの件」を報告  
します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第11号について説明いたします。  
【議案書朗読】  
現地調査の結果、農地転用は行われておらず、現在もすべて農地として耕作されている  
ことを確認しました。事務局長専決により、届出書の取下願を受理しましたので、報告  
いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありませんか。

委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。  
続きまして、報告第12号「農地法第3条の3の規定に基づく届出受理の件」を報告  
します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第12号について説明いたします。  
【議案書朗読】  
当該届出は、法定記載事項がもれなく記載されていることを確認し、事務局長専決により届出を受理しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありますか。  
委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。  
続きまして、報告第13号「引き続き農業経営を行っている旨の証明書交付の件」を報告します。事務局の報告をお願いします。

事務局 報告第13号について説明いたします。  
【議案書朗読】  
現地調査の結果、すべて農地として耕作されていることを確認し、会長専決により証明書を交付しましたので、報告いたします。

議長 事務局の報告は終わりました。本報告に対し、御質問はありますか。  
委員 (質問なし)

議長 質問もないようですので、本報告は、この程度にとどめます。

以上で、本日予定しておりました報告案件はすべて終了しました。  
これをもちまして、本日の農業委員会定例総会を閉会します。

午後3時00分 終了

上記議事録を正当と認め、署名する。

(議長)

---

(委員)

---

(委員)

---